



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

2018年度 業務報告会

# 電子処方箋実装ガイド策定TF 活動報告

2019年2月4日

電子処方箋実装ガイド策定TF

TFリーダー 木村 雅彦

- 背景
- 運用ガイドラインの概要
- TFの組織構成と第Ⅱ期の活動内容
- 実装ガイドの概要
- 残課題と注意事項

- 平成28年3月31日付の厚生労働省通知「電子処方せんの運用ガイドライン」(以下、「運用ガイドライン」と呼ぶ)等が公表され、処方せんの電磁的記録による作成、交付および保存(いわゆる「電子処方箋」)が制度上は可能となった
- 「実装ガイド」の必要性  
運用ガイドラインに通信方式など詳しい仕様は記載されておらず、相互運用性を確保するために実装上のルール作りが不可欠
- 電子処方せん実装ガイド策定タスクフォース  
医療システム部会が中心となり、関係部会と協力して電子処方せん実装ガイド検討TFとその配下に5つのWGを編成
- 第I期の活動(2016/9～2017/5)  
技術文書「JAHIS 電子処方せん実装ガイド Ver.1.0」を制定

⇒電子処方箋の実運用は困難と思われる重大な課題が見つかる

## 医療機関で調剤結果を参照する

## ⑨ 電子処方箋 対応薬局で調剤する

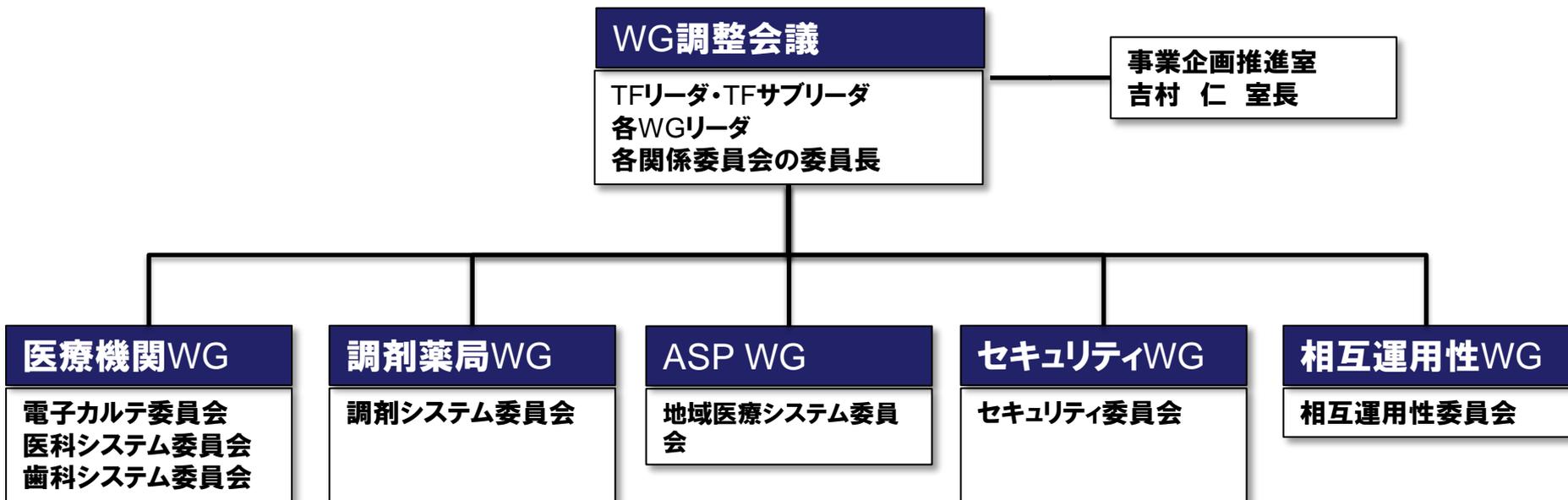


## 医療機関で処方箋を発行する

## 非対応薬局で調剤する

- ASPサーバを中心とする、いわゆるASPサーバ型の方式
- 紙の処方箋とほぼ同じ様式の「電子処方せん引換証」を発行することにより、非対応薬局での紙の処方箋への「転換」が可能
- 処方箋情報や調剤結果情報を記述する際のデータフォーマットにHL7 CDA R2を採用している
- 紙の処方箋での医師・歯科医師や薬剤師による記名・押印または署名に相当するものとして、HPKI (Healthcare Public Key Infrastructure) による電子署名を行う
- 各アクタ間の通信方式やエラー等の運用フローについては細かい規定はない

- 3部会(※)7委員会から有識者が参加した**部会横断の組織**  
(第Ⅱ期時点で26社63名)  
(※)医療システム部会、医事コンピュータ部会、保健福祉システム部会
- **5つのWG**および**WG調整会議**(月1回)の単位で活動
- 事業企画推進室**吉村室長**:厚労省委託事業の対外窓口や報告資料の取りまとめを担当(第Ⅱ期のみ)

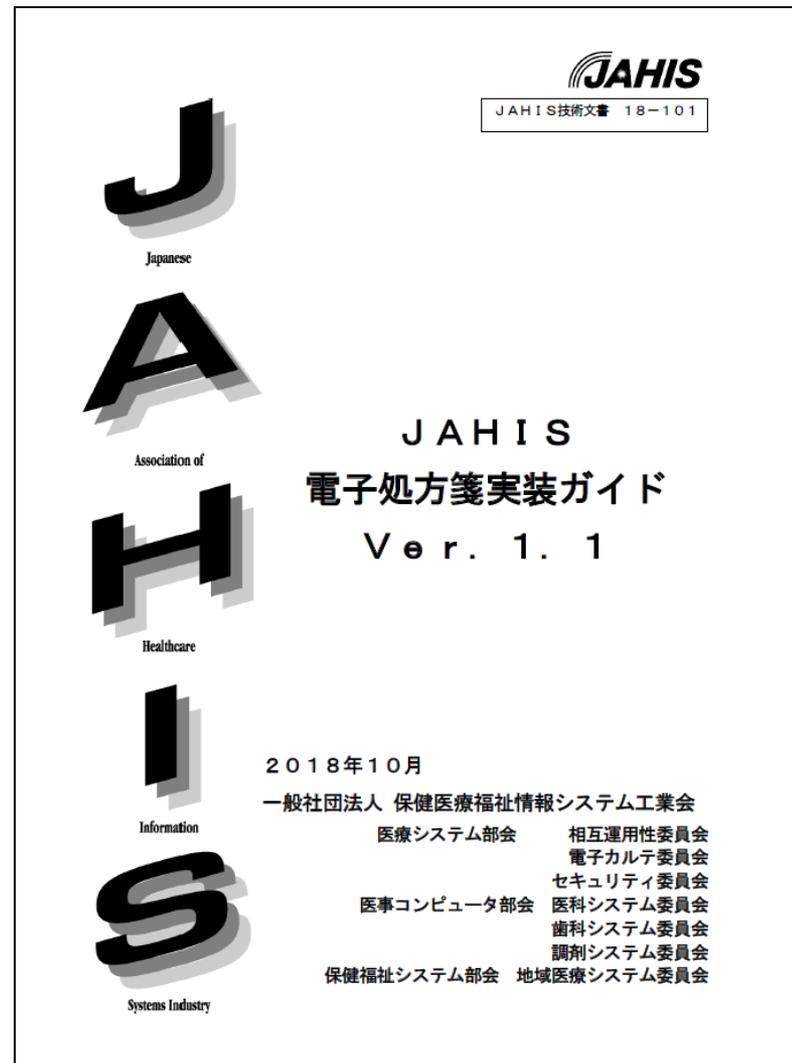


- Phase 1 (2017/12～2018/03): 厚労省委託事業への対応
  - 実装ガイドVer.1.0等で明らかとなったCDA記述仕様の、特に診療報酬算定上の課題の解決
  - 事業を受託した日本薬剤師会と協力して活動
  - CDA記述仕様の見直し作業そのものは日本薬剤師会を中心に行い、TFは二重署名の仕様検討と実装ベンダの立場からの意見表明

⇒新しいCDA記述仕様が昨年7月末に厚労省から公開

- Phase 2 (2018/04～2018/8): 実装ガイドVer.1.0の改版作業
  - 改訂されたCDA記述仕様への対応

- JAHIS技術文書
- 電子処方箋の相互運用性確保のために、各アクタで必要となる機能の具体的な実装仕様や留意点を取りまとめたもの
- 運用ガイドラインで規定したフローに準拠
- 電子処方箋、調剤結果情報はCDA記述仕様に準拠
- JSON形式データを使用したRESTfulなHTTP通信(Webサービス)
- Ver.1.1での主な改版内容：
  - 電子処方箋CDA記述仕様 第1版(平成30年7月)の参照
  - 主な用語の拡充および用語の並びの変更
  - 「処方せん」をすべて「処方箋」に変更
  - その他、表現の見直し、誤字・脱字の修正、用語の統一など



- 2. 概要：  
概要説明、全体方針、対象外とした業務、全体構成など
- 3. 主な用語：  
使用している主な用語とその意味
- 4. 共通編：  
全アクタに共通する内容（対象範囲、アクタ間トランザクション、アクタ間の通信方式、文字コード、CDA記述仕様への準拠、セキュリティ要件など）
- 5. 医療機関編、6. 薬局編、7. ASPサーバ編：  
アクタごとの固有の内容（前提および制約、求められる機能、詳細内容、留意事項など）
- 8. 今後の課題：  
実装ガイドで対応できなかった課題を、運用ガイドライン、CDA記述仕様、その他の3種類に分類して整理

## (1) 残っている主な課題

- 分割調剤時に調剤結果CDAが生成できない
- 薬局で電子処方箋の受領取り消しができない
- ASPサーバからPHRへ電子版お薬手帳情報の送信が困難
- Webサービスにより電子処方箋を無効化したい
- ASPサーバのリポジトリ情報の管理方法や管理機関が不明
- 医療材料の標準マスターが整備されていない

## (2) ホームページ上の朱書きの注意事項

### 【重要な注意事項】

CDA記述仕様の改訂により診療報酬算定が可能な電子処方箋が作成できる状態になりましたが、依然として本実装ガイドの8章に取りまとめた課題が残っており、JAHISといたしましては、その課題の解決が実際の電子処方せん運用においては必要と考えております。従って、本実装ガイドは、旧版のVer.1.0と同様に、課題解決後の実装に向けた予備的な検討にご利用ください。

～厚労省、関係団体と協力して、引き続き実運用に向けた取り組みを行う～



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

ご清聴ありがとうございました